

1 審査会の結論

異議申立人が行った「1 中学校の部活動ごとの練習、試合等のスケジュールがわかる文書」、「2 中学校の部活動ごとの顧問、講師、指導者等がわかる文書」及び「3 中学校部活動の講師料の予算、議案書及び支出書類（領収書を含む。）に関する文書」上記いずれも平成23年度分に限る（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第3条に基づき、異議申立人が平成24年2月10日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、平成24年2月28日付け23瀬学教第2142号により実施機関が行った一部開示決定の処分について、この処分を取り消し、開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申し立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 公文書の適正な管理がなされていないこと又は開示対象文書の特定が適切になされていないことにより、著しく開示決定文書が少ない中学校があり、開示請求者の正当な権利を奪う違法かつ不当な開示決定処分である。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書は、各中学校が部活動ごとに練習スケジュールなどを連絡するために作成した「部活通信」等が主な文書であり、これらは作成が義務付けられたものではなく、学校や部活動顧問等の判断で必要な時に作成し配布するものであり、学校により文書量が違うのは当然である。

4 審査の経過

- (1) 平成24年 7月 9日 実施機関から諮問書を收受

- (2) 平成24年 8月10日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 平成24年12月19日 実施機関からの説明聴取
審査
- (4) 平成25年 1月30日 審査

5 審査会の判断の理由

異議申立人は、実施機関が特定した本件対象文書のうち、下記(1)アについては、本件対象文書が適正に管理されていないこと又は本件対象文書の特定が適切になされていないことにより、本件対象文書の量に偏りがあり、正当な権利を奪う違法かつ不当な開示決定処分であると主張している。

このことから、当審査会は、下記(1)アの公文書について、本件対象文書以外の文書が実施機関に存在しないのか、その存否についての妥当性を判断するために、条例第15条第3項の規定に基づき一部開示決定等に係る公文書の提示を求め、審査を行った。

(1) 本件対象文書について

実施機関が本件対象文書として特定した公文書は以下のとおりである。

ア 「中学校の部活動ごとの練習、試合等のスケジュール、顧問、講師、指導者等がわかる文書」

(ア) 水無瀬中学校

- a 水無瀬中学校 平成23年度部活動運営について
- b 平成23年度中学校部活動講師の登録について
- c 平成23年度瀬戸市立水無瀬中学校 夏休み部活動計画表
- d 平成23年度瀬戸市立水無瀬中学校 冬休み部活動計画表
- e 女子バスケットボール部、女子テニス部、サッカー部、ソフトボール部、剣道部、吹奏楽部、野球部の予定表

(イ) 祖東中学校

- a 部活動構成表
- b 生産・文化的部活動実施申請書
- c 平成23年度 中総体 瀬戸・尾張旭地区大会 日程・会場予定表
- d 平成23年度 夏季休業中の部活動計画表
- e バスケットボール部（男子・女子）、バレーボール部、サッカー部、ソフトテニス部（男子、女子）、野球部、ソフトボール部、音楽部の予定表

(ウ) 南山中学校

- a 学校経営案「その他の指導計画」の「部活動計画」

- b 部活動講師登録
- c 夏休み部活動予定一覧
- d 冬休み部活動予定一覧
- (エ) 本山中学校
 - a 平成23年度部活動計画
 - b 部活動講師登録
 - c 23年度行事予定
- (オ) 幡山中学校
 - a 平成23年度 部活動
 - b 平成23年度中学校部活動講師の登録について
 - c サッカー部、野球部、バスケットボール部、男子ソフトテニス部、バレーボール部、卓球部、ソフトボール部、科学写真部、女子ソフトテニス部、家庭部、吹奏楽部、美術部、演劇部の予定表
- (カ) 品野中学校
 - a 学校経営案「その他の指導計画」の「ア 部活動」
 - b 平成23年度中学校部活動講師の登録について
 - c 野球部、ソフトボール部、卓球部（男女）、テニス部（男女）の予定表
- (キ) 光陵中学校
 - a 平成23年度 部活動運営について
 - b 部活動講師登録
 - c 部活動活動予定表
- (ク) 水野中学校
 - a 部活動実施計画
 - b 平成23年度中学校部活動講師の登録について
 - c 月別行事予定表
 - d 部活動練習計画表
- イ 「中学校部活動の講師料の予算書、議案書、支出書類に関する文書」
- (ア) 平成23年度部活動講師の登録について
- (イ) 地域スポーツ人材活用事業にかかる地域スポーツ指導者配置決定について
(通知)
- (ウ) 地域スポーツ人材活用実践事業実績報告書
- (エ) 当初予算1
- (オ) 部活動講師料の支払いについて
- (カ) 講師振込受付明細表（1学期、2学期分）

(2) 不開示事由妥当性について

教育課程において部活動は、課外活動という位置づけであり、その活動についての計画、予定等の文書作成等について、法律、条例、規則、要綱等により明確に規定があるわけではない。そのため、本件対象文書上記(1)アのうちの部活動の予定表、活動予定一覧等の作成等については、指導教員個々の責任と裁量の範囲内において行われており、指導教員が生徒及び生徒の保護者と日程調整事務を円滑に処理するために作成した文書とみるべきであると判断される。したがって、中学校ごとの保存文書の総量に大幅な開きがあることは、当然であると認められることから、実施機関が行った判断については妥当である。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1記載のとおりと判断した。